

第 8 回保育士養成課程等検討会における議論の論点

(総論)

- ・ 保育士資格取得特例は、期間を限った措置であるという前提の下で、質は必ず担保する必要がある。
- ・ 保育士資格と幼稚園教諭免許の取得特例について、取得に必要な履修時間等に関して双方のバランスを取る必要があるのではないか。
- ・ 幼稚園教諭免許更新の 30 時間の履修時間を確保することが大変である現状を踏まえ、履修方法や時間についての検討が求められる。

(実務経験の算定対象施設)

- ・ 「幼稚園、認定こども園の幼稚園機能部分、特別支援学校幼稚部、小学校や放課後児童クラブ」が対象施設となり、「認可外保育施設」には様々な施設があることから、詳細な検討が必要ではないか。
- ・ 「認可外保育施設」は、指導監督の仕組みの中で、どの程度指導監督が行き届いている施設なのか、保育所保育指針に則って保育を行っていたところなのかどうかといった点からの検討が必要。

(実務経験年数)

- ・ 経験を積んだ施設の種別によって、必要な実務経験年数を分けてはどうか。また、過去 5 年ないし 10 年の勤務経験を認める等の、期限を設けることについて検討が必要。
- ・ 保育士試験の受験には「高校卒業＋児童福祉施設の実務経験 2 年」が必要とされている点では、2 年の経験でよいと考えるが、幼稚園教諭免許特例で検討されている 3 年と同等にすることも必要ではないか。
- ・ 必要な履修科目によって、実務経験年数の考え方も変わってくるのではないか。
- ・ 幼稚園教諭免許の種別（2 種・1 種・専修）で、経験年数に差を設けず、必要な経験年数は、「3 年かつ 4,320 時間」と「4,320 時間」のいずれかとしてはどうか。

(試験科目・履修科目)

- ・「社会福祉」「児童家庭福祉」のいずれか1科目を履修すれば良いのではないか。
- ・相談や家族支援に関する科目は、保護者の相談等に応じた経験を踏まえて免除することを検討してはどうか。
- ・「社会的養護」は、特例による資格取得後に保育士として児童養護施設等で働く可能性があるため、履修が必要。
- ・「家庭支援論」「保育相談支援」は、保育士としての専門的役割を修得する科目のため、履修が必要ではないか。
- ・「子どもの保健」は、衛生面や生命保持の観点から履修が必要。
- ・幼稚園で2～3年勤務している間に、園児の感染症対応、弁当の対応、健康への対応も経験していることに対する評価が必要。
- ・幼稚園では乳児に接する経験がないため、「乳児保育」の履修は必要。
- ・保育実習理論に関する科目は、幼稚園での実務経験を考慮して、免除できるのではないか。
- ・履修科目を軽減する際に、科目を減らすのではなく、演習的な要素の部分は実務を生かすことを検討できないか。

「保育士試験の実施について」(平成15年12月1日雇児発第1201002号) 抜粋

(別表) 幼稚園教諭免許を有する者における試験免除科目・修得教科目対応表

○試験免除科目	←	○指定保育士養成施設で修得した教科目		
社会福祉	←	社会福祉	相談援助	
児童家庭福祉	←	児童家庭福祉	家庭支援論	
子どもの保健	←	子どもの保健Ⅰ	子どもの保健Ⅱ	
子どもの食と栄養	←	子どもの食と栄養		
保育原理	←	保育原理	乳児保育	保育相談支援
		障害児保育		
社会的養護	←	社会的養護	社会的養護内容	
保育実習理論	←	保育内容総論	保育内容演習	保育の表現技術

※児童福祉法施行規則第6条の第項第3号
の指定保育士養成施設の修業教科目及び単
位並びに履修方法(平成3年月3日厚生労
働省告示第98号)に定める必修科目